

新座市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する要領

(平成21年4月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 物品の購入の契約
- (2) リース又はレンタルの契約
- (3) 建物の管理業務の委託の契約
- (4) 設備又は機器の保守又は点検業務の委託の契約
- (5) その他業務の委託（新座市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要領（平成21年4月1日市長決裁）第1条に掲げる業務の委託を除く。）の契約

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 資格審査 この要領で定める競争入札の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (3) 資格者名簿 新座市物品等入札参加資格者名簿をいう。
- (4) 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (5) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (6) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、基準として定める日をいい、その日は、申請時において直近の決算日（決算手続が終了している日付のもの）とする。
- (7) 埼玉県電子入札共同システム 新座市電子入札運用基準（平成21年4月1日市長決裁）に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第4項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

(資格審査の実施)

第4条 市長は、資格審査として、隔年度に1回の定期受付（当該年度に埼玉県で告示された受付期間において、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。）を実施する。

2 定期受付の終了後から次の定期受付の開始までの間の資格審査は、随時受付（定期受付以外で、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。）により実施するものとする。

3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、新座市ホームページに掲載する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第13条（同規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 第11条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない者

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(5) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者

(6) 申請日前1年分の新座市に係る法人市民税又は住民税の未納がある者

(7) 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

(8) 営業に関し必要な許可、登録、届出等（以下「許可等」という。）の手続を経ていない者

5 第6条の規定により代理人を置く場合において、本店及び代理人を置く営業所が、同じ業種について資格審査を受けることはできない。営業所ごとであっても、同様とする。

(資格審査申請)

第5条 資格審査の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、埼玉

県電子入札共同システムを使用し、新規申請又は更新申請を別に定める期間内に行わなければならない。

- 2 申請者は、前項に規定する申請後、埼玉県電子入札共同システムから印刷した受付票に別に定める書類を添えて提出しなければならない。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、添付書類を別に定めることができる。
- 4 前3項の申請に使用することができる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。申請内容（氏名及び法人の名称を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。
- 5 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

（代理人）

第6条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。

（資格審査及び資格者名簿への登載）

第7条 市長は、前条の規定による資格審査の申請があったときは、資格審査基準日における審査を実施し、適格であると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

- 2 市長は、前項の資格者名簿を有効期間内において公表するものとする。

（参加資格の有効期間）

第8条 参加資格の有効期間は、次に定めるところによる。

- (1) 第4条第1項に定めるところにより資格審査を受けた者 資格者名簿に登載された日から起算して2年間
 - (2) 第4条第2項に定めるところにより資格審査を受けた者 資格者名簿に登載された日から前号の規定により資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日まで
- 2 第10条による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、当該審査時における有効期間の残存期間とする。

（変更等の届出）

第9条 資格者名簿に登載された者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に届け出るとともに、関係書類を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称

- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
 - (3) 法人の代表者
 - (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名
 - (5) 代理人
 - (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
 - (7) 代理人の役職名又は氏名
 - (8) 営業に関し必要な許可等
 - (9) 資本金
- 2 資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを使用して市長に届け出るとともに、関係書類を提出しなければならない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、死亡した者の相続人又は解散した法人の清算人がこれを行うものとする。
- (1) 第4条第4項第1号に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき、及び更生計画の認可がなされたとき。
 - (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき、及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の承継）

第10条 相続、合併、分割又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、埼玉県電子入札共同システムを使用し、直ちに関係書類を添付して申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請を行った者は、申請後に埼玉県電子入札共同システムから印刷した受付票に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による提出があったときは、当該申請の内容について審査を行い、適当と認めるときは当該承継を認めることができる。

(資格者名簿からの抹消)

第11条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第4項第1号、第2号又は第4号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。

- (1) 第9条第1項又は同条第2項第3号若しくは第4号の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が資格者名簿に登載されている業種についてその営業を廃止したとき、又は当該名簿からの抹消を申し出たときは、その者を当該業種について当該名簿から抹消するものとする。

(資料提出等の請求)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、この要領に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(委任)

第13条 この要領に定めるものを除くほか、様式の作成その他の物品等競争入札参加者の資格等に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施し、同日以後に第11条に規定する参加資格の有効期間が開始となる者について適用する。

附 則（平成23年1月11日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成23年4月1日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成28年8月9日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成28年10月5日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（平成30年8月31日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和元年12月2日市長決裁）

この要領は、令和元年12月14日から実施する。

附 則（令和3年2月24日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和6年10月4日市長決裁）

この要領は、決裁のあった日から実施する。

附 則（令和8年6月17日市長決裁）

この要領は、令和8年7月1日から実施し、参加資格の有効期間が令和9年4月1日以後に開始となる者について適用する。